



2つある出産でもらえるお金について教えてください



前号では原則として出産する人ならだれでも受給できる「出産一時金」を説明しました。今号では「出産でもらえるお金」のもうひとつ“出産手当金”について説明します。この2つの出産にかかわる受給金は目的も受給する条件も違います。「出産一時金」は“出産にかかる費用を支えるお金”でした。一方、「出産手当金」は“産休中の生活を支えるお金”です。名前は似ていても役割は別です。まずはその違いを知ることが、安心して出産を迎える第一歩になります。

出産手当金 vs 出産一時金

出産手当金	VS	出産一時金
<p>生活費の補助</p> <p>会社を休む間の給料の代わり</p>		<p>出産費用の補助</p> <p>病院への支払いのサポート</p> <p>¥50万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 給料のおよそ2/3が支給される ✓ 会社員・公務員のママが対象 ✓ 産前42日～産後56日の間もらえる 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則50万円が支給される ✓ ママ本人、赤ちゃんが対象 ✓ 誰てももらえる
<p>注意 出産一時金</p> <p>生活費を補助 VS 出産費用を補助</p>		

こんな時 どうしよう?
こんな時 どうなる?

出産一時金と出産手当金



出産手当金は誰が対象ですか？



会社員・公務員などで健康保険に加入している女性本人が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金を受給できます。



出産手当金はいくら受給できるのですか？



支給金額
1日あたりの金額

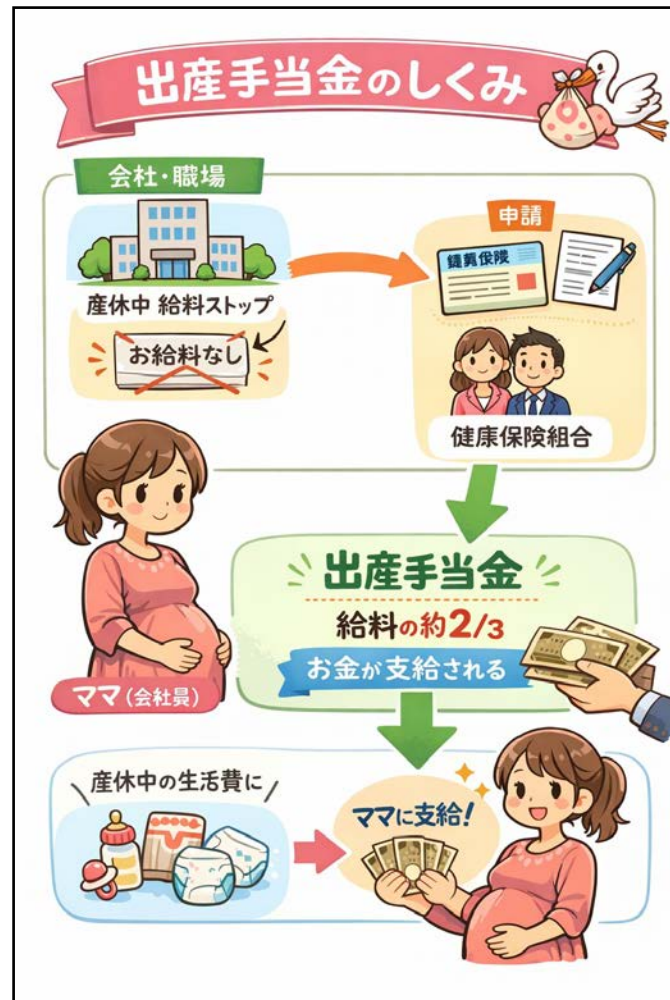
支給開始日(※)以前の継続した12ヶ月間の各月の標準月額を平均した額

$\div 30日 \times \frac{2}{3}$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給される日のことです

■ 出産手当金計算例 その1 ■

1. 支給開始日：令和8年2月15日
2. 標準報酬月額 令和7年3月～令和7年8月まで16万円
令和7年9月～令和8年2月まで18万円
3. 2の額を平均した額
(16万円×6ヶ月+18万円×6ヶ月)÷12=17万円
4. 3の額の30分の1に相当する額
17万円÷30≒5,670円 (10円未満四捨五入)
5. 1日あたり支給額
5,670円×2/3=3,780円 (1円未満四捨五入)
90日×3,780円=340,200円



■ 出産手当金計算例 その2 ■

1. 支給開始日：令和8年2月15日
2. 標準報酬月額 令和6年7月～令和7年8月まで20万円
3. 2の額の30分の1に相当する額
 $20万円 \div 30 \div 6,670円$ （10円未満四捨五入）
5. 1日あたり支給額
 $6,670円 \times 2/3 = 4,450円$ （1円未満四捨五入）
 $90日 \times 4,450円 = 400,500円$

■ 出産手当金の申請方法 ■

- ・ 出産手当金の受給を受けるためには、「出産手当金支給申請書」を協会けんぽや自社の健康保険組合へ自分で申請を行わなければなりません。
- ・ 申請用紙は、本人が協会けんぽや自社の健康保険組合のウェブサイトなどから、ダウンロードします。
- ・ この用紙には申請者本人、医師または助産師、事業主の記入欄があり記入してもらう必要があります。
- ・ 出産手当金が実際に受給できるまでには、産休終了後の申請から2～4ヵ月程度かかります。ですから、「産前分」を出産直後に、「産後分」を産休終了後になど、2回に分けて申請しておく、早く受給できます。

この場合、本人だけでなく事業主もその都度用紙を記入する必要があります（医師または助産師の記入は、出産後一度のみ）。申請手続きをまとめると下記の手順になります。

< 出産手当金受給申請の手順 >

- ・ あなたが記載すべき箇所に記載します。
- ・ あなたが医師または助産師に必要な事項を記入してもらいます。
- ・ 上記内容を記載した申請書を事業主に渡す。
- ・ 事業主は必要事項を記入し、協会けんぽや健康保険組合に提出します。
- ・ 出産手当金があなただけの指定口座に振り込まれます。